

特定教育・保育施設の確認について

平成 28 年 3 月 16 日

藤枝市児童課

1 特定教育・保育施設の確認について

【確認制度とは】

子ども・子育て支援新制度における施設型給付費による財政支援の対象となる施設であるかを市町村が確認すること。

【子ども・子育て会議の役割】

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、市町村が特定教育・保育施設の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

【利用定員に関する基準】

特定教育保育施設は、条例で定める基準に基づき、下表のとおり利用定員を設定する必要がある。

施設・事業所	利用定員の設定	
	定員数	認定区分（1号・2号・3号）
認定こども園	20人以上	1号・2号・3号
幼稚園	特に定めなし	1号
保育所	20人以上	2号・3号

2 利用定員の設定に関する留意事項

【認可定員と利用定員について】

認可定員と利用定員は一致させることを基本とし、受入れや給付単価は認可定員ではなく、利用定員に基づいて運用される。

【利用定員の遵守】

特定教育・保育施設は、利用定員を超えて受入れをすることができない。ただし、下表に掲げる事由に当てはまる場合においては、利用定員を超えた受入れをすることができる。(市条例第23条)

利用定員を超えた受入れが可能な場合		詳細
①	年度途中における需要の増大への対応	現行の定員弾力化措置と同様の措置
②	子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応	他の施設・事業の撤退時等の受け皿として対応する場合
③	児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応	市町村が児童福祉法に基づく措置に対応する場合
④	災害、虐待その他やむを得ない事情がある 場合	被災者の受け入れや、虐待等で緊急入所する場合

3 確認を受ける予定の施設

類型	施設名称	認可定員	利用実績 (H27.4)	平成28年度利用定員				計
				1号	2号	3号		
				3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	
保育所	あおぞら保育園	89人	- 人	- 人	53人	30人	6人	89人

4 利用定員設定資料

【あおぞら保育園】

保育室	建築基準法に拠る 床面積	有効面積	保育可能人数	利用定員
0歳児室	40.19㎡	34.81㎡	$34.81\text{㎡} \div 3.30\text{㎡/人} = 10.55\text{人}$	6人
1歳児室	62.94㎡	56.39㎡	$56.39\text{㎡} \div 3.30\text{㎡/人} = 17.09\text{人}$	15人
2歳児室	35.64㎡	30.72㎡	$30.72\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 15.52\text{人}$	15人
3歳児室	38.67㎡	33.76㎡	$33.76\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 17.05\text{人}$	17人
4歳児室	53.84㎡	48.22㎡	$48.22\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 24.35\text{人}$	18人
5歳児室	42.50㎡	37.43㎡	$37.43\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 18.90\text{人}$	18人
計	273.78㎡	241.33㎡		89人